

再生・細胞医療・遺伝子治療開発協議会の開催について（改正案）

令和2年7月29日

健康・医療戦略推進会議決定

令和2年9月24日

令和3年4月〇日

一部改正

- 1 健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画を踏まえ、再生・細胞医療・遺伝子治療開発の推進のための取組を関係府省・関係機関が連携して進めるため、「再生・細胞医療・遺伝子治療開発協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。
- 2 協議会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 協議会の庶務は、厚生労働省、経済産業省の協力を得て、内閣府健康・医療戦略推進事務局及び文部科学省において処理する。
- 4 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

再生・細胞医療・遺伝子治療開発協議会 構成員

- 議長 内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項担当）
- 文部科学省 研究振興局長
- 厚生労働省 大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
- 厚生労働省 医政局長
- 経済産業省 大臣官房商務・サービス審議官
- 五十嵐 隆 国立研究開発法人国立成育医療研究センター理事長
- 岩間 厚志 東京大学医科学研究所幹細胞治療研究センター教授
- 越智 光夫 広島大学学長
- 金田 安史 大阪大学理事・副学長
- 永井 良三 自治医科大学学長
国立研究開発法人日本医療研究開発機構再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクトプログラムディレクター
- 畠 賢一郎 一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム代表理事会長

※五十音順、敬称略